

# 「E北海道ねむろのくに」のロゴの使用について

平成18年12月28日

根室地域ブランド研究会

## 1 趣旨

E北海道ねむろのくに(=根室地域)のブランド化やイメージアップを応援する企業等が、商品パッケージや印刷物に当該ロゴを使用(表示)するための条件及び手続き等について示すもの。

根室地域とは、根室支庁管内の1市4町を指す。

## 2 ロゴの基本デザイン

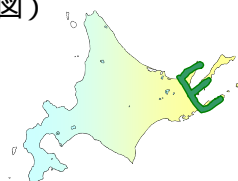
基本デザイン及びオプション地図は次のとおりとし、使用を許可された場合には、基本的に電子媒体により提供することとする。オプション地図の使用は任意とし、基本デザインとの相対的な位置及び大きさは自由とする。

なお、大きさの変更(縦・横比率は同一とする)以外の編集は認めないこととする。

(基本デザイン)



(オプション地図)



## 3 使用するための条件等

### (1) ロゴを使用するための条件

使用者が、根室地域ブランド研究会の活動に賛同していること。

対象となる商品については、根室地域の原材料を使用していること。

対象となるサービス等については、内容が根室地域に関わるものであること。

以上の条件を満たす場合には、使用者は根室地域内に限定するものではない。

### (2) ロゴの使用を認めない場合

根室地域の信用または品位を害すると認められる場合

消費者の利益を害すると認められる場合

特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合

公序良俗に反すると認められる場合

「E北海道ねむろのくにブランド戦略」の趣旨に反すると認められる場合

### (3) ロゴを使用するにあたっての注意事項

ロゴを使用することは、当該商品の品質やサービスの内容を保証することを目的とするものではないが、使用にあたっては、根室地域のブランド化やイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上に努めること。

使用者がロゴを自己のものとして商標又は意匠として使用(登録)しないこと。

根室地域ブランド研究会の名称及び構成等の変更に伴う損失等は使用者が負うものとする。

## 4 使用するための手続き

ロゴを使用(表示)する場合には、次の届け出先あて、必ず事前に届け出ることとする。なお、届け出にあたっては、次の資料を提出することとする。根室地域ブランド研究会は、届け出を受理した日から2週間以内に使用の可否を通知することとする。

使用届出書【様式1】

使用デザイン案【任意様式】

会社等の事業内容がわかる資料

(届け出先、問い合わせ先)

根室地域ブランド研究会事務局(北海道根室支庁地域振興部地域政策課内)

住所: 〒087-8588 根室市常磐町3丁目28番地

Tel: 0153-24-5572(直通) Fax: 0153-23-6182